医療観察制度は、刑事手続とは異なる目的を有すること等から、これと単純に比較することはできないほか、医療観察対象者の病歴等は要配慮個人情報（個人情報の保護に関する法律第２条第３項）でもあるが、第５次基本計画の検討過程においては、現行制度の目的等を前提としつつも何らかの形で要望を実現することはできるのではないか、少なくともその検討を行うべきではないかとの議論もあったところである。

そこで、こうした議論も踏まえ、審判の傍聴制度の充実、医療観察手続における犯罪被害者等の心情等の聞き取りや医療観察対象者への伝達及び医療観察対象者に関する情報提供の在り方について、多角的な検討を行う。

第２　具体的施策

１　捜査、公判等の段階における関与等に関する施策

⑴　被害の届出や相談に対する適切な対応

犯罪被害者等からの被害の届出や相談に対しては、犯罪被害者等の立場に立った適切な対応が行われるよう努めるとともに、被害の届出に関しては、警察において、その内容が明白な虚偽又は著しく合理性を欠くものである場合を除き、迅速・確実に受理する。【警察庁】（３－１）

⑵　告訴への適切な対応

犯罪の不成立が明白であるような告訴や根拠が必ずしも十分とは認められないような告訴については、告訴人に対してその旨を説明し、告訴状の補正や疎明資料の追加を促すなどの措置をとる場合もあり、直ちに告訴を受理することが必ずしも相当とはいえない場合もあるが、引き続き、告訴について可能な限り迅速かつ適切な対応が行われるように努める。【警察庁、法務省】（３－２）

⑶　医療機関等における性犯罪被害者からの証拠資料の採取等の促進

ア　当初は警察への届出をちゅうちょした性犯罪被害者が、後日警察への届出意思を有するに至った場合に備え、医療機関等において性犯罪被害者の身体等から証拠資料を採取しておくため、協力を得られた医療機関等に性犯罪証拠採取キットを整備する取組を進める。また、証拠資料の保管に当たっては、性犯罪被害者のプライバシーの保護に配慮する。【警察庁】（３－３）

イ　産婦人科医会等とのネットワークを活用するなどして、性犯罪被害者からの証拠資料の採取の方法を医師等に教示するとともに、捜査に支障のない範囲で、医療機関等で採取した証拠資料の鑑定状況に関する情報を提供する。【警察庁】（３－４）

⑷　適正かつ緻密な交通事故事件捜査の一層の推進等

重大・悪質な交通事故事件等については、捜査経験の豊富な交通事故事件捜査統括官及び交通事故の科学的解析に関する研修を積んだ交通事故鑑識官が事故現場に赴いて客観的証拠の収集等の捜査指揮を行うなど、適正かつ緻密な交通事故事件捜査を推進するとともに、捜査員に対する各種研修の充実に努めるなど、交通事故被害者等の心情に配慮した取組を一層推進する。【警察庁】（３－５）

⑸　司法解剖等における遺族の心情への配慮等

捜査機関が連携し、検視及び司法解剖に関し、パンフレットの配布等の工夫も含め、遺族の心情に配慮した適切な説明を適切な時期に行うことに努める。また、法務省において、警察庁、法医学関係機関等の協力を得て、司法解剖後の臓器等が司法解剖実施機関等で長期間保管される場合があることに関し、遺族の理解と協力を得るため、適切な説明等が行われるように努める。さらに、警察庁及び法務省において、法医学関係機関等と調整の上、遺族に対する死者の臓器等の適切な返還手続等について検討を行う。加えて、遺体の取扱いに当たって、死者、その遺族等への礼意を失わないよう、引き続き、会議・研修等を通じて関係機関等に周知を図る。【警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省、海上保安庁】（３－６）

⑹　押収物の還付等における犯罪被害者等の意向を踏まえた対応

ア　犯罪被害者等への証拠物件の還付等については、犯罪被害者等の立場、心身の状況、置かれている環境等へ適切に配慮するとともに、その意向を踏まえた上で行っており、引き続き適正な対応を徹底する。【警察庁】（３－７）

イ　犯罪被害者の遺族又は家族の心情を踏まえ、捜査・公判に及ぼす影響等にも配慮しつつ、証拠品の還付等を行うとともに、必要に応じ、還付の時期、方法等について犯罪被害者の遺族又は家族に対して説明を行っているところであり、引き続きその適正な運用を行う。【法務省】（３－８）

⑺　捜査に関する適切な情報提供等

ア　捜査への支障等を勘案しつつ、被害者連絡制度等の周知徹底・活用を図り、犯罪被害者等の要望に応じて捜査状況等の情報を提供するよう努める。また、必要に応じ、地方公共団体、犯罪被害者等早期援助団体をはじめとする民間被害者支援団体等との連携を図る。【警察庁】（３－９）

イ　捜査への支障等を勘案しつつ、犯罪被害者等に対し、適時適切に捜査状況等の情報を提供するように努める。【法務省】（３―10）

⑻　被害者等通知制度の周知

検察官等が犯罪被害者等の事情聴取等を行ったときは、被害者等通知制度に基づく通知の希望の有無を確認するとともに、犯罪被害者等の支援に関する情報を網羅的に紹介するパンフレット「犯罪被害者の方々へ」の配布や犯罪被害者等施策に関するポータルサイトへの掲載等を通じて、同制度の周知を徹底する。また、少年審判後の同制度に関するリーフレットを関係機関に配布するなどして、同制度の周知を徹底する。【法務省】（３―11）

⑼　犯罪被害者等と検察官の意思疎通の充実

ア　犯罪被害者等の意見等をより適切に把握し刑事裁判に適切に反映させるため、犯罪被害者等と検察官の意思疎通の一層の充実を図り、被害状況等の供述調書等による証拠化、犯罪被害者等の証人尋問及び意見陳述の活用等により、被害状況等を的確に立証するように努める。【法務省】（３―12）

イ　犯罪被害者等の意向に応じ、適宜の時期に、検察官が刑事裁判の公判前整理手続等の経過及び結果について必要な説明を行うように努める。また、犯罪被害者等が公判傍聴を希望する場合は、その機会が可能な限り得られるよう、公判期日の指定に当たっては、検察官が犯罪被害者等と十分なコミュニケーションを取り、必要に応じて犯罪被害者等の意向を裁判所に伝えるように努める。【法務省】（３―13）

ウ　犯罪被害者等の要望に応じて、事案の内容、捜査・公判に支障を及ぼすおそれや関係者の名誉・プライバシーを害するおそれの有無・程度等を考慮しつつ、適宜の時期に、適切な方法で、公判における検察官の主張・立証の内容を分かりやすく説明するように努める。【法務省】（３―14）

⑽　保釈における犯罪被害者等の意見の適切な反映

加害者の保釈申請がなされた場合には、事案に応じ、改めて犯罪被害者等に連絡して事情聴取を行うなどして、裁判所に提出する検察官意見に犯罪被害者等の意見を適切に反映させるように努める。【法務省】（３―15）

⑾　警察及び検察における犯罪被害者等のための施設整備等

ア　事情聴取時における相談室や被害者支援用車両の活用を図るとともに、これらの施設等の改善に努めるよう都道府県警察を指導する。【警察庁】（３―16）

イ　庁舎の建て替えを予定している検察庁については、建て替え時に被害者専用待合室を設置し、それ以外の検察庁については、スペースの有無、設置場所等を勘案しつつ、被害者専用待合室の設置について検討を行う。【法務省】（３―17）